

道路照明灯更新工特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 道路安全施設工事（道路照明灯更新工その3）
- ・工事箇所 一般国道254号外 ／ 比企郡小川町勝呂地内外

(工事内容)

第3条 工事内容は、既設道路照明灯（独立柱・共架）の更新工事であり、既設のLED照明器具及び自動点滅器は再利用するものとしている。更新にあたっては、照明灯一覧に基づき現地確認し、監督員と協議の上更新工事の内容を決定すること。また、必要に応じて照明灯の現況調査に協力すること。

(手続き等)

第4条 本工事は公衆街路灯等電気使用申し込み手続き要領（令和6年埼玉県土木工事实務要覧）に従う。受注者は、手続き完了後に照明灯台帳を更新すること。

(監督員の権限)

第5条 埼玉県建設工事請負契約約款、埼玉県土木工事共通仕様書及びこの特記仕様書による。

(疑義)

第6条 工事の施工過程で生じた疑義は、監督員と現場代理人が協議を行い、解決するものとし、協議結果を書面により提出する。

(第三者に対する措置等)

第7条 本工事により損傷をきたす恐れのあるものについては、事前に調査を行ってから、工事に着工するものとする。

(建設副産物)

第8条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画・再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500m³以上の土砂を搬入する工事

- ② 500 t 以上の碎石を搬入する工事
 - ③ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
 - ④ 最終請負額 100 万円以上の工事
 - 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）
 - ① 500m³ 以上の建設発生土を搬出する工事
 - ② アスコン塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で 200 t 以上搬出する工事
 - ③ 最終請負額 100 万円以上の工事
- 2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。
- また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。
- 3 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。
- ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェスト A 票、B2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。
- イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

（建設廃棄物の再資源化等）

第 9 条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所 在 地
コンクリート	株式会社大進興業 小川リサイクルセンター	比企郡小川町大字下里 2263
スクラップ（鉄くず）	リバー株式会社 東松山事業所	比企郡滑川町都 25-21

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

- 2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(公衆街路灯の電気使用申込)

第10条 本工事は公衆街路灯の電気使用申込手続き要領（令和6年埼玉県土木工事实務要覧）に従う。

- 1 受注者は公衆街路灯等の電気使用の需給契約及びその変更は、別表－②に掲げる方法で手続きをしなければならない。なお、監督員は受注者が行う所定の手続きが、適正に処理されていることを確認する。
- 2 受注は手続きが完了後、適正に照明灯台帳を更新し、監督員に提出する。

別表－②（申込手続き）

項目	手続きの方法	申込者
新規申し込み	電気使用申込書（街路灯） 公衆街路灯等電気使用申込手続き書（様式1）	受注者
設備変更	「新規申し込み」に同じ	受注者
撤去	公衆街路灯等電気使用申込手続き書（様式1）	受注者
訂正	「撤去」に同じ	受注者
移設	「撤去」を新規申込の手続きを同時に行う	受注者

(再生資材の利用)

第11条 下記の再生資材を、該当がある場合は備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生切込砕石	RC-40	円形基礎

なお、現場から 40km の範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

(交通誘導員)

第 12 条 交通誘導員について以下のとおり対応すること。

1 現道上の作業時には交通誘導員 2 名配置を標準とする。有資格者配置路線(一般国道 254 号、主要地方道飯能寄居線)においては、交通誘導警備の 1 級又は 2 級検定合格証明書の交付を受けた者を配置することを標準とする。

2 施工計画書に「交通誘導員の配置施工計画」を記入し、監督員の了解を得ること。

3 受注者は「交通誘導員日報」を作成し、従事者を記入すること。

(週休 2 日制モデル工事)

第 13 条 本工事は、埼玉県県土整備部「週休 2 日制モデル工事(現場閉所型)」の試行対象工事である。

2 試行の実施は、埼玉県県土整備部「週休 2 日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認のこと。

埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>

(労働環境調査モデル工事)

第 14 条 本工事が、埼玉県県土整備部「労働環境調査モデル工事」の対象工事となった場合は、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認すること。

埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>

(建設 DX の実施について)

第 15 条 受発注者の業務効率化を図るため、遠隔臨場及び遠隔検査を活用することができる。

2 実施に当たっては各要領に基づくものとするので、予め県のウェブページを参照すること。

URL : https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kojijyoho_kyoyusystem_doboku.html

(その他)

第 16 条 調達する工事材料は、埼玉県産となるよう努めなければならない。

第 17 条 受注者は工程・施工・出来高等の管理を徹底して行うとともに、監督員の指示があった場合は速やかに提出するものとする。また、疑義が生じた場合は速やかに必要資料を整え、工事記録によって監督員へ協議するものとする。

第 18 条 施工上の留意点として、段階確認検査は事前連絡を徹底し、監督員の指示を仰ぐこと。その他、協議調整についても緊密に行い、その指示については速やかに対応すること。

第 19 条 不正軽油の使用は禁止する。使用が判明した場合は発注者より処分を行う。また、発注者による調査の求めがあった場合は協力しなければならない。

第 20 条 建設機械施工安全技術指針、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守し、施工すること。また、埼玉県公共建設工事過積載防止対策実施要綱に基づき厳正な施工を行うこと。

第21条 土木工事、建築工事安全施工技術指針、建設機械施工安全技術指針等を遵守し、安全管理活動等を通じて現場従事者一人一人がより一層の現場安全管理に努めること。

第22条 下請負業者をおく場合は、速やかに規定の書面を提出し、現地に施工体系図を掲示すること。なお、下請負業者の安全管理について、受注者においても指導を徹底すること。

第23条 埼玉県生活環境保全条例に基づき、建設工事現場内はディーゼル規制適合車両を使用すること。また、ディーゼル規制違反車両で納入される建設資材を受け取らないこと。

第24条 供用中道路上での工事であるため、施工に先立ち、交通管理者からの道路使用許可を受けた上で着手すること。また、許可期間内で工事を完了させること。なお、上記について困難が予想される場合は必要工期の資料を整えた上で、許可期間の2週間前までに監督員と協議すること。

第25条 休工時、夜間時の現場管理は、保安灯、バリケード、スズラン灯等を設置し工事中であることがわかるようにすること。

第26条 現場内並びに周辺は常に清掃、整理に努め、資機材、土砂等を民地、道路に絶対に散乱させないこと。

第27条 支障物件（水道管等）の移設が生じた場合は施工方法について協議後に着手すること。

（ゼロエミッション工事の推進）

第28条 工事の施工にあたっては、ゼロエミッション工事の推進に努めること。

（CORINSへの登録）

第29条 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後（工事完成検査合格後）10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（一財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、単価契約の場合は、完成時に請負代金額の総額が500万円以上の工事を対象とし、竣工登録をおこなうものとする。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が発注者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

（コストの表示等）

第30条 工事中に表示看板を掲示する工事については、その板に工事請負金額を表示すること。

第31条 前条に併せて次の項目等をコスト表示板やその他の看板により、公衆の見やすい場所に表示すること。

- 1 工事名
- 2 請負金額
- 3 工事の目的

4 その他のコストの要因となる工事の内容や数量

5 工事の概要（イメージ）等がわかるイラスト

（法定外の労災保険の付保）

第32条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。